新潟県条例第49号

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の一部を次のように 改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目の項及び号の表示に下線が引かれた別表の細目の項及び号(以下「移動後別 表細目項等」という。)に対応する次の表の改正前の欄中別表の細目の項及び号の表示に下線が引かれた別表の細 目の項及び号(以下「移動別表細目項等」という。)が存在する場合には当該移動別表細目項等を当該移動後別表 細目項等とし、移動後別表細目項等に対応する移動別表細目項等が存在しない場合には当該移動後別表細目項等 (以下「追加別表細目項等」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の項及び号の表示並びに追加別表細目項等を除く。以 下「改正後部分」という。)に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の項及び号の表示 を除く。以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対 応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

事業と第1号訪問事業とを同一の事

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた。	部分を加え	:る。			
改 正 後			改	正 前	
別表 (第2条関係)		別	表 (第2条関係)		
(1) • (2) (略)			(1) • (2) (略)		
(3) 環境局関係			(3) 環境局関係		
事務	市町村		事	務	市町村
(略)			(略)		
3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の	三条		3 鳥獣の保護及	び管理並びに狩猟の	三条
適正化に関する法律(以下この項に	市、加		適正化に関する	法律(以下この項に	市、加
おいて「法」という。)に基づく事務	茂市、		おいて「法」と	いう。)に基づく事務	茂市及
のうち、次に掲げるもの(2以上の	<u>村 上</u>		のうち、次に掲	げるもの(2以上の	び上越
市町村の区域に係るものを除く。)	市、妙		市町村の区域に	係るものを除く。)	市
(1)~(9) (略)	高市及		$(1) \sim (9)$ (略)	
	び上越				
	市				
(略)			(略)		
(4) (略)			(4) (略)		
(5) 福祉保健部関係	,		(5) 福祉保健部関係	系	
事務	市町村		事	務	市町村
(略)			(略)		
1の7 (略)	(略)		1の7 (略)		(略)
1の8 老人福祉法(以下この項にお	長 岡				
いて「法」という。)及び新潟県老人	市、五				
福祉法施行細則(平成5年新潟県規	泉市、				
則第47号)に基づく事務のうち、次	上越市				
に掲げるもの(介護保険法第8条第	及び南				
14項に規定する地域密着型サービ	魚沼市				
ス、同法第8条の2第12項に規定す					
る地域密着型介護予防サービス、同					
法第115条の45第1項第1号イに規					
定する第1号訪問事業(以下この項					
において「第1号訪問事業」という。)					
及び同号ロに規定する第1号通所事					
業(以下この項において「第1号通					
所事業」という。)に係るもの(同法					
第8条第2項に規定する訪問介護の					
古光	I				ĺ

業所において一体的に運営する場合 又は同条第7項に規定する通所介護 の事業と第1号通所事業とを同一の 事業所において一体的に運営する場 合を除く。)に限る。)

- (1) 法第14条の規定による老人居宅 生活支援事業の開始の届出の受理
- (2) 法第14条の2の規定による変更の届出の受理
- (3) 法第14条の3の規定による廃止 又は休止の届出の受理
- (4) 法第15条第2項の規定による施設の設置の届出の受理
- (5) 法第15条の2第1項の規定による変更の届出の受理
- (6) 法第16条第1項の規定による廃 止又は休止の届出の受理
- (7) 法第18条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査
- (8) 法第18条の2第1項の規定による命令
- (9) 法第18条の2第2項の規定による制限及び命令
- (10) 法第18条の2第3項の規定に よる意見の聴取

<u>1の9</u>	(略)	(略)
<u>1の10</u>	(略)	(略)
<u>1の11</u>	(略)	(略)
<u>1 の12</u>	(略)	(略)
(略)		

(6) 産業労働部関係

	事	務	市町村
(略)			
7 物	資の流通の効	率化に関する法律	(略)
(平	成17年法律第	85号。以下この項	
にお	いて「法」と	いう。)に基づく事	
務の	うち、次に掲	げるもの	
(1)	法 <u>第6条第1</u>	<u>項</u> の規定による総	
合	効率化計画の	認定	
(2)	法 <u>第7条第1</u>	<u>項</u> の規定による変	
更	の認定		
(3)	法 <u>第7条第2</u>	<u>項</u> の規定による認	
定	の取消し		
(4)	法 <u>第9条第1</u>	<u>項</u> の規定による特	
定	流通業務施設	の確認	
(5)	法 <u>第29条</u> の規	定による報告の徴	
収			
(略)		·	

(6)の2 (略)

<u>1の8</u>	(略)	(略)
<u>1の9</u>	(略)	(略)
<u>1の10</u>	(略)	(略)
<u>1の11</u>	(略)	(略)
(略)		

(6) 産業労働部関係

(6)	産業労働部関係		
	事	務	市町村
()	咯)		
7	流通業務の総合	合化及び効率化の促	(略)
ì	<u> 進に関する法律</u>	(平成17年法律第85	
4	号。以下この項に	こおいて「法」とい	
	う。)に基づく事績	努のうち、次に掲げ	
,	るもの		
	(1) 法 <u>第4条第</u>	<u>1 項</u> の規定による総	
	合効率化計画の	の認定	
((2) 法 <u>第5条第</u>	<u>1 項</u> の規定による変	
	更の認定		
	(3) 法 <u>第5条第</u> :	<u>2 項</u> の規定による認	
	定の取消し		
	(4) 法 <u>第7条第</u>	<u>1 項</u> の規定による特	
	定流通業務施記	投の確認	
((5) 法 <u>第26条</u> の共	規定による報告の徴	
	収		
()	咯)	_	•

(6)の2 (略)

(7) 農林水産部関係

(1)	事	 務	市町村
(略	.)		111 4 14
		整備に関する法律	三条
		58号。以下この項	市、柏
		いう。)に基づく事	崎市、
		げるもの (2以上	新発田
		係るものを除く。)	市、小
)~(4) (略)	p,	千 谷
(5) 法第16条第1	<u>項</u> の規定による勧	市、加
	告 告	<u> </u>	茂市、
(6)法 <u>第16条第2</u>	<u>項</u> の規定による公	十日町
	表		市、村
			上市、
			燕市、
			糸魚川
			市、妙
			高市、
			五 泉
			市、上
			越市、
			阿賀野
			市、佐
			渡市、
			魚 沼
			市、南
			魚沼
			市、胎
			内市、
			聖籠
			町、弥
			彦村、
			出雲崎町温
			町、湯沢町、
			津南
			町、刈
			羽村及
			び関川
			D M/II 村
			<u> 17.7</u>

(8) 農地部関係

(略)

	事	務	市町村
1 農均	也法(昭和2	27年法律第229号。	(略)
以下ご	この項におい	ヽて「法」という。)	
に基づ	づく事務のう	ち、次に掲げるも	
の			
(1) ∼	(12) (略))	
(13)	法 <u>第51条第</u>	<u>94項</u> の規定による	
措置	量の実施及び	が公告	

(7) 農林水産部関係	
事務	市町村
(略)	
3 農業振興地域の整備に関する法律	三条
(昭和44年法律第58号。以下この項	市、柏
において「法」という。)に基づく事	崎市、
務のうち、次に掲げるもの(2以上	新発田
の市町村の区域に係るものを除く。)	市、小
(1)~(4) (略)	千 谷
(5) 法 <u>第15条の4第1項</u> の規定によ	市、加
る勧告	茂市、
(6) 法 <u>第15条の4第2項</u> の規定によ	十日町
る公表	市、村
	上市、
	燕市、
	糸魚川
	市、妙
	高市、
	五泉
	市、上
	越市、
	阿賀野
	市、佐
	渡市、
	魚沼
	市、南魚沼
	市、胎
	内市、
	聖籠
	三 龍 町、弥
	彦村、
	出雲崎
	町、湯
	沢町、
	津南町
	及び刈
	羽村

(8) 農地部関係

(略)

事務	市町村
1 農地法(昭和27年法律第22	9号。 (略)
以下この項において「法」とい	い う。)
に基づく事務のうち、次に掲げ	ずるも
0)	
(1)~(12) (略)	
(13) 法 <u>第51条第3項</u> の規定に	こよる
措置の実施及び公告	

(略) (略) (9) 土木部関係 (9) 土木部関係 事 務 市町村 務 市町村 (略) (略) 1の2 国有財産法第9条第3項の規 1の2 国有財産法第9条第3項の規 (略) (略) 定により県が行うこととされる国有 定により県が行うこととされる国有 財産に関する事務のうち、次に掲げ 財産に関する事務のうち、次に掲げ るもの るもの $(1) \sim (4)$ (略) $(1) \sim (4)$ (略) (5) 不動産登記法第116条の規定に よる登記の嘱託(道路法第17条第 1項の規定により指定市が管理す る国道の用に供される国土交通省 所管の国有財産である土地に係る ものに限る。) (6) (略) (5) (略) (7) (略) (6) (略) (8) (略) (7) (略) (略) (略) 14 都市再開発法(以下この項におい (略) 14 都市再開発法(以下この項におい (略) て「法」という。)に基づく事務のう て「法」という。)に基づく事務のう ち、次に掲げるもの(2以上の市町 ち、次に掲げるもの(2以上の市町 村の区域に係るものを除く。) 村の区域に係るものを除く。) $(1) \sim (27)$ (略) $(1) \sim (27)$ (略) (28) 政令第53条第2項の規定によ (28) 政令第52条第2項の規定によ る認定 る認定 (29) 都市再開発法施行規則(昭和 (29) 都市再開発法施行規則(昭和 44年建設省令第54号。以下この項 44年建設省令第54号。以下この項 において「省令」という。)第39条 において「省令」という。)第39条 第2項の規定による掲示及び公衆 第2項の規定による掲示(法第58 の閲覧(法第58条第3項において 条第3項において準用する法第19 準用する法第19条第1項の公告に 条第1項の公告に係るものを除 係るものを除く。) < 。) (30) 省令第39条第3項の規定によ (30) 省令第39条第3項の規定によ る掲示及び公衆の閲覧(法第58条 る掲示(法第58条第4項において 第4項において準用する法第19条 準用する法第19条第1項の公告に 第1項の公告に係るものを除く。) 係るものを除く。) (31) 省令第39条第5項の規定によ (31) 省令第39条第5項の規定によ る掲示及び公衆の閲覧 る掲示 (略) (略)

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から 施行する。
 - (1) 別表第9号の表14の項の改正 公布の日
 - (2) 別表第6号の表の改正 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(令和6年法律第23号)の施行の日
 - (3) 別表第7号の表の改正(「及び刈羽村」を「、刈羽村及び関川村」に改める部分を除く。)及び別表第8号の表の改正 食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する

法律等の一部を改正する法律(令和6年法律第62号)の施行の日 (経過措置)

2 この条例の施行の日前に老人福祉法 (昭和38年法律第133号)、農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号) 及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) の規定により知事に対してなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。